

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の施行について（通知）

気 水 第 195 号

平成31年 3 月29日

1 改正の背景及び趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」という。）が平成29年5月19日付けで公布され、段階的な施行を経て、平成31年4月1日に全面施行される予定である。

改正法では、汚染土壌を指定区域外へ搬出する場合、非常災害の応急措置等を除き、同法に規定する汚染土壌処理業者への委託を義務付けていたところ、土壤汚染対策法（以下「法」という。）に定める指定区域間における汚染土壌の使用（法第18条第1項第2号及び第3号）については、特例として委託を不要とすることとされた。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、規則で定める例外措置を除き、汚染土壌を使用した埋立て等を禁止していることから、改正法によって法の下で可能となる汚染土壌を使用した埋立て等を、条例における禁止の対象から除外するとともに、条例施行規則で定める例外措置のうち、法で管理される汚染土壌による埋立て等は、条例本則で例外措置として規定する見直しを図った。

この条例改正に伴い、関係する規定を整備するほか、環境省告示の改正に伴う所要の改正を行うこととした。

2 改正の内容

条 項	改正内容
第32条、別表第4 排煙規制対象施設 からの除外	土壤汚染対策法の改正により法許可汚染土壌処理施設の種類が追加された（自然由来等土壌利用施設(処理業省令第1条第5号)）。当該施設は、土木構造物等として利用される施設であり、大気汚染物質を排出する構造を持たないことから、処理設備及び測定設備に係る許可基準はない。 これを踏まえ、当該処理施設を条例規制の対象から除外することとして規定する。

<p>第48条の7 見出し及び本文 埋立禁止の例外に係る規定の整備</p>	<p>禁止の例外とする埋立て等の目的（措置、処理又は保管のため）が明確となるよう、条文の見出しを改めるとともに、同条で引用する条例規定「条例第58条の3第1項ただし書」を「条例第58条の3第1項第4号」に改める。</p> <p>また、法で管理される汚染土壌による埋立て等を条例に規定したことから、このほか、条例規制の適用を除外するものとして、規則各号において適切な措置が講じられた埋立て等を規定する。</p> <p>(1) 特定有害物質等の飛散等の防止措置を講じた埋立て等 (2) 指定施設（条例許可施設）における一時的な堆積 (3) 特定有害物質等の飛散等の防止措置が講じられた一時的な堆積 (4) 汚染された土地を含む一連の敷地内における一時的な堆積 (5) 汚染された土地内で行う汚染土壌の埋め戻し</p>
<p>別表第9及び第10 （規則第33条関係） 環境省告示改正に伴う規則改正</p>	<p>条例で規定する水質汚濁の防止に関する規制物質に係る測定方法は、JIS又は環境省が告示で定める検定方法を引用している。</p> <p>JIS及び環境省告示の改正に伴い、条例で引用する測定方法について整合するよう改める。</p> <p>なお、規定に当たっては、これまでのJIS表記の引用ではなく、「環境省の検定方法（告示）による」ことを明記する。</p>
<p>別表第17 （規則第93条の2関係） 環境省告示改正に伴う規則改正</p>	<p>条例で規定する環境汚染原因物質の基準値及び測定方法は、JIS又は環境省が告示で定める検定方法を引用している。</p> <p>JIS及び環境省告示の改正に伴い、条例で引用する測定方法について整合するよう改める。</p>

3 施行日

平成31年4月1日。ただし、別表第9、別表第10及び別表第17の改正規定は、公布の日とする。